



河川にゴミを捨てる行為は違法です。

○河川法(河川法施行令第16条の4)

何人も、みだりに次の行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条)

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第16条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

みんなの沙流川を大切に

沙流川ゴミマップ

～川はゴミ捨て場ではありません！～

【お問い合わせ先】

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部
 苫小牧河川事務所 計画課
 〒 059-1362 苫小牧市柏原32-40
 TEL 0144-57-9800